

公募型プロポーザル方式による
古賀水再生センター消化ガス発電事業募集要領

平成28年6月

古賀市 建設産業部 下水道課

公募型プロポーザル方式による古賀水再生センター消化ガス発電事業募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による選定を行うので、参加を希望する場合は、プロポーザル方式参加申込書に必要書類を添付の上、提出すること。

1 事業概要

(1) 事業名

古賀水再生センター消化ガス発電事業

(2) 事業対象施設の概要

下水処理場名	古賀水再生センター	
	全体計画（H42）	現況（H27末）
下水処理場面積	27,470m ²	27,420m ²
排除方式	合流式、分流式	合流式、分流式
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
処理区域面積	1204.5ha	960.9 ha
処理人口	51,400人	45,558人
処理能力	41,700m ³ /日	33,700m ³ /日
用途地域	市街化調整区域	
玄海国定公園区域	第1種特別地域	
騒音規制基準	第2種区域	
振動規制基準	第1種区域	
ガス貯留タンク	乾式ガス貯留タンク 容量 800 m ³ 1基	
消化ガス販売予定量	768,000Nm ³ /年以上	

企画提案書においては、本市からの最大ガス供給量は、3ヵ年平均の768,000Nm³/年を用いて提案すること。

(3) 事業概要

本事業は、発電事業者（以下「事業者」という。）が古賀市から借り受けた古賀水再生センター内の事業用地に発電施設を建設し、古賀水再生センターにおいて発生する消化ガスを買取り、この消化ガスをエネルギー源として発電し、固定買取価格制度を利用して、電力の売却を行う事業である。本事業は、「古賀水再生センター消化ガス発電事業条件規定書」（以下「条件規定書」という。）に定める諸条件、及び企画提案書に基づき、遂行する。なお、基本協定締結後、事業者が固定価格買取制度による売電を行うために必要となる設備認定、接続契約は本事業開始までに完了するものとする。

(4) 基本協定の締結

古賀市と事業者は、古賀水再生センター消化ガス発電事業に係る基本協定を締結する。

(5) 消化ガス売買契約の締結

基本協定締結後、事業者は設備認定、接続契約を完了し、古賀市と事業者は、消化ガス売買契約を締結する。

(6) 事業実施期間

事業実施期間は、消化ガス売買契約締結日から平成50年3月31日（消化ガス売却期間は20年間）までとする。

(7) 準備期間（事業者負担）

基本協定締結日から事業開始日までの期間は設備認定、接続契約並びに機器設置等のための準備期間とし、当該期間に係る経費等は事業者の負担とする。

(8) 消化ガス売却額

消化ガス売却額は、事業者からの提案額とする。

(9) 行政財産使用許可の申請

事業者は、本事業遂行のために必要な土地を占有するため、「行政財産使用許可申請書」による申請が必要である。なお、使用料については、古賀市行政財産使用料条例（平成2年条例第5号）に基づき算出した額とする。

計算例：45,715円×180m²×4/100×365日(使用日数)/365日=329,148円/年

(10) 請求及び支払

古賀市は、事業者に対し消化ガスの引渡し実績があった月毎に、その翌月の10日までに、当該月に引渡した消化ガス量に契約単価を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額の請求を行う。事業者は、請求を受けた月の25日までに代金を納入する。

(11) 契約保証金

不要とする。

(12) リスク分担

別表 リスク分担表に古賀市と事業者のリスク分担を示す。

2 参加資格条件

2-1 応募者の構成等

本事業に応募する事業者（以下「応募者」という。）の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 応募者は、単体企業又は、複数企業で構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）とする。
- (2) 企業グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々が適切な役割を担うものとする。
- (3) 企業グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から応募者を代表し、市との交渉窓口となる企業（以下「代表企業」という。）を定めなければならない。また、代表企業及び構成企業は、各々の企業の担う業務がわかる協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。
- (4) 企業グループの構成企業は、他の応募者と重複参加できないものとする。
- (5) 本事業の主たる業務は、市の承諾を得ることなく単体企業又は、企業グループの構成企業以外の第三者に委任又は請け負わせてはならない。
- (6) 本事業の主たる業務を複数の企業が担う場合は、すべての企業を構成企業に含めなければならない。

本事業の主たる業務とは、消化ガス発電施設の設計、建設、維持管理・運営（売電を含む。）において、総合的に企画、指導及び調整を行うことをいう。

2-2 応募資格要件

(1) 応募者(企業グループの場合、構成企業のすべて)は、次の要件をすべて満たすものとする。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当しないこと。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更正手続開始の決定若しくは再生計画許可の決定が入札書類提出締切日以前になされている場合はこの限りでない。

本市から古賀市指名停止措置要綱(平成18年3月告示第40号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

暴力団排除に関する特約条項第1項各号に該当しないこと。

(2) 応募者(企業グループの場合、代表企業)は、次の要件をすべて満たすものとする。

古賀市一般(指名)競争入札参加資格等に関する規程(平成9年4月告示第27号)第3条に規定する平成27・28年度一般(指名)競争入札参加資格者名簿(以下「古賀市入札参加資格者名簿」)に登載され、かつ「機械器具設置工事」第1・第2の登録があり、直近の総合評定値通知書における総合評定値が1,100点以上であること。

建設業法第3条第1項に規定する営業所を福岡県内に有すること。

(3) 応募者(企業グループの場合、構成企業のいずれか)は、次の要件のすべてを満たすものとする。

日本国内の地方公共団体(特別地方公共団体を含む。)が所有する施設において、FIT制度の下、電力事業者との接続契約の申し込み、並びに経済産業省との設備認定を受け、発電事業を開始した実績を有していること。

日本国内の下水処理場において、下水汚泥由来のメタン発酵ガスを利用した発電設備工事において、単一工事で発電能力の合計規模100kW以上の消化ガス発電設備を元請(共同企業体の場合は代表者に限る。)として、自社にて設計・施工(施工中は除く。)を行った実績を有していること。ただし、補修工事は施工実績から除く。なお、実績対象工事は、平成18年度以降に完成したものに限る。

日本国内の下水処理場において、消化槽の加温設備工事を元請(共同企業体の場合は代表者に限る。)として、自社にて設計・施工(施工中は除く。)を行った実績を有していること。ただし、補修工事は施工実績から除く。なお、実績対象工事は、平成18年度以降に完成したものに限る。

3 実施方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び優先交渉権者を選定するため、古賀水再生センター消化ガス発電事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し審査する。

審査委員会は、参加事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施するとともに、参加事業者から提出された企画提案書等を「公募型プロポーザル方式による古賀水再生センター消化ガス発電事業者選定基準」に従って総合的に評価し、最高得点者を優先交渉権者として選定する。

(2) 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施する。

	内容	日付
1	参加申込受付	平成 28 年 6 月 16 日(木) ～平成 28 年 6 月 24 日(金)
2	参加資格審査結果通知	平成 28 年 7 月 1 日(金)
3	企画提案書の作成に必要な 現場確認	平成 28 年 7 月 4 日(月) ～平成 28 年 7 月 8 日(金)
4	企画提案書の作成に係る 質問書提出期間	平成 28 年 7 月 4 日(月) ～平成 28 年 7 月 15 日(金)
5	質問に対する回答	平成 28 年 7 月 22 日(金)
6	企画提案書の提出期限	平成 28 年 8 月 12 日(金)
7	企画提案書に係るプレゼンテーショ ンおよびヒアリング	平成 28 年 8 月 22 日(月) 予定
8	選定結果の通知	平成 28 年 9 月 7 日(水) 予定
9	基本協定締結	平成 28 年 9 月 23 日(金) 予定

注意点

提出期限における受付時間は、いずれも午後 5 時までとする。

書類等の提出方法は、各項目所定の方法で行うこと。

持参以外の方法で書類等を提出する場合は、提出する旨を必ず事前に電話
(092-942-1118) で古賀市建設産業部下水道課に連絡すること。

4 参加申し込み及び辞退

(1) 参加申込書の配布は次のとおりとする。

ホームページからダウンロード www.city.koga.fukuoka.jp

トップページ 左下の「行政情報」内の「市役所の仕事としくみ」 「下水道課」

「古賀水再生センター消化ガス発電事業に係る公募型プロポーザルの実施について」

(2) 参加申込をされる事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、プロポーザル方式参加申込書（様式第 1 号）に必要書類を添付のうえ、提出期限までに古賀市建設産業部下水道課まで提出すること。なお、参加申込事業者の資格を審査した上で、プロポーザル方式参加要請書（様式第 5 号）又は、プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（様式第 6 号）で通知する。

(3) 提出書類

ファイルしないもの

1 プロポーザル方式参加申込書提出書類確認表

2 受付票

ファイルするもの(3~14を番号順に紙製A4判ファイルに綴じること。)

〔ファイルの表紙と背表紙に商号又は名称と「公募型プロポーザル方式による古賀水再生センター消化ガス発電事業参加申込書」と記入〕

	提出書類	様式
1	提出書類確認表	
2	受付票	
3	プロポーザル方式参加申込書	(様式第1号)
4	会社概要関係調書	(様式第2-1号)
5	企業グループ構成表	任意 (様式第2-2号)
6	企業グループに関する協定書	任意 (参考)
7	FIT事業実績調書 日本国内自治体もしくは自治体より管理の委任を受けた施設においてFIT制度のもと電力事業者との接続契約の申込み、並びに経済産業省との設備認定を受け、事業を開始した実績について、事業名、事業概要、事業期間等を記載すること。	(様式第3号)
8	施工実績調書(消化ガス発電設備) 日本国内の下水処理場において、下水汚泥由来のメタン発酵ガスを利用した発電設備工事において、単一工事で発電能力の合計規模100kW以上の消化ガス発電設備を元請(共同企業体の場合は代表者に限る。)として、自社にて設計・施工(施工中は除く。)を行った実績(ただし、補修工事は施工実績から除き、平成18年度以降に完成したもの)について、工事名、発注者名、工期等を記載すること。	(様式第4-1号)
9	施工実績調書(消化槽加温設備) 日本国内の下水処理場において、消化槽の加温設備工事を元請(共同企業体の場合は代表者に限る。)として、自社にて設計・施工(施工中は除く。)を行った実績(ただし、補修工事は施工実績から除き、平成18年度以降に完成したもの)について、工事名、発注者名、工期等を記載すること。	(様式第4-2号)
10	CORINSに登録されている登録データ(竣工時工事カルテ)又は資格要件を確認できる図面や発注者の証明書等	
11	印鑑証明書(会社)(写し可。提出日の3ヶ月以内のもの)	
12	商業登記簿謄本(写し可。提出日の3ヶ月以内のもの)	

13	財務書類 直近5ヶ年分の貸借対照表、損益計算書等	
14	納税証明書（写し可） 企業グループの場合、代表企業及び構成企業のもの	
	所轄税務署発行の納税証明書〔未納の税額のない証明：提出日の3ヶ月以内のもの〕 法人税、消費税及び地方消費税（書式その3の3等） 〔古賀市税が課税されている場合（支店・営業所及び法人代表者を含む）は、次の納税証明書も必要。〕	
	古賀市発行の納税証明書〔市税を滞納していない証明：提出日の3ヶ月以内のもの〕 法人：固定資産税、市県民税（特別徴収分）軽自動車税、法人市民税、事業所税 個人〔法人代表者を含む〕固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税 法人代表者は、古賀市在住、もしくは、古賀市税が課税されている場合に必要。	
15	労働保険概算・確定保険料申請書の写し 企業グループの場合、代表企業及び構成企業のもの	
16	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 企業グループの場合、代表企業及び構成企業のもの	
17	建設業法第3条による許可（通知）の写し又は証明書 企業グループの場合、代表企業及び構成企業のもの	
18	委任状（支店長等に常に入札・契約を内部委任する場合のみ提出）	

注意事項

- 1) 提出前に必ず「提出書類確認表」によりチェックすること。
- 2) 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。
- 3) 提出書類は、情報公開請求の公開対象となる。
- 4) 提出書類は、返還しない。

(4) 提出期間

参加申込書等の提出期間は平成28年6月16日（木）から6月24日（金）午後5時までとする。

(5) 提出先

古賀市建設産業部下水道課

(6) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は提出期限内必着。

(7) 参加辞退

参加申込事業者は、プロポーザル方式参加辞退届（様式第19号）の提出により、企画提案書を提出するまでの期間はプロポーザルへの参加を辞退することができる。

5 資格審査及び審査結果通知

参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格を審査する。

審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対し、プロポーザル方式参加要請書（様式第5号）又は、プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（様式第6号）で通知する。

6 現場確認

現場確認を希望する者は、以下の手続き等に従って現場確認を申し込むこと。

(1) 申込手続き

申込期間

公告の日から平成 28 年 7 月 1 日午後 5 時まで

受付時間

申込書の持参、郵送又は電子メールによるものとする。持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く毎日午前 8 時 30 分から午前 12 時 15 分まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし、郵送、電子メールによる場合は上記申込期間（最終日は 12 時 15 分）までに必着すること。

申込方法

現場確認及び資料の貸与を希望する者は、現場確認申込書（様式第 7 号）に必要事項を記入し、下記まで持参、郵送又は電子メールで申し込むこと。

申込先

〒811-3192

古賀市駅東一丁目 1 番 1 号

古賀市建設産業部下水道課

gesuido@city.koga.fukuoka.jp

(2) 現場確認の方法

申込書を受理した者について、現場確認を行う。

現場確認日を調整し、申込者に電話連絡する。

現場確認日は希望日とは異なる場合がある。

7 企画提案書の提出

参加事業者は、以下に定める事項に従いプロポーザルに係る企画提案書を作成のうえ、提出期限までに提出してください。

(1) 提出期限

企画提案書の提出期限は、平成28年8月12日（金）午後5時とする。

(2) 提出場所

古賀市建設産業部下水道課

(3) 提出方法

提出方法は、参加事業者による企画提案書本書の持参を原則とする。持参以外の方法で書類等を提出する場合は、提出する旨を必ず事前に電話（092-942-1118）で古賀市建設産業部下水道課に連絡すること。（電子媒体、ファクシミリでの提出は認めない。）

(4) 提出部数

企画提案書（正本） 1部

企画提案書（副本） 9部

プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 10 号） 1部

(5) 企画提案書の内容

企画提案書の記載内容については、以下の提案内容、様式、枚数に沿い、作成してすること。なお、添付資料については、枚数に制限を設けない。

	提案内容	様式	枚数	添付資料
1	本事業全般に関する提案書	(様式第20号)	1枚以内	任意
2	施設計画に関する提案書	(様式第21号)	2枚以内	概略フローシート、配置図、運転方法説明資料
3	経営状況に関する提案書	(様式第22号)	1枚以内	貸借対照表 直近5年間の損益計算書

4	類似事業の実績に関する提案書	(様式第23号)	1枚以内	消化ガス発電機実績表 消化ガス発電機設置工 事実績表 FIT制度の実績表
5	維持管理に関する提案書	(様式第24号)	2枚以内	任意
6	施設の習熟度に関する提案書	(様式第25号)	1枚以内	実績表
7	緊急対応に関する提案書	(様式第26号)	4枚以内	任意
8	地域貢献に関する提案書	(様式第27号)	2枚以内	任意
9	経済性に関する提案書	(様式第28-1号 ~28-3号)	各1枚以内	任意
10	その他優秀な提案書	(様式第29-1号 ~29-2号)	各2枚以内	任意

注意事項

- 1) 提出書類に不備がある場合は、受付できないことがある。
- 2) 提出書類は、情報公開請求の公開対象となる為、開示を希望しない場合は、様式第8号及び様式第9号の右下部分に「 企画提案書は、開示を希望しない。」と記載すること。
- 3) 提出書類は、返還しない。

(6) 企画提案書の作成形態

企画提案書の表紙には企画提案書(正本 X 様式第8号)及び企画提案書(副本) (様式第9号) を使用すること。

企画提案書の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格 A4 判縦置き横書き左綴りで作成し、袋とじにして正本1部、副本9部を提出すること。(A3 判折込挿入は可) また、pdf データ化した電子記憶媒体1部を提出すること。

各様式一枚目にインデックス(様式第 号) を付し、様式毎に頁(様式第 号 一頁) を記入すること。また、企画提案書(副本) の表紙には2/10~10/10(9部) の通し番号を付けること。

参加事業者名は企画提案書(正本) (様式第8号) のみに記入し、企画提案書(様式第19~29号) には参加事業者名やロゴマーク等は記載しないこと。

企画提案書の作成に要する費用は参加事業者の負担とする。

企画提案書等の著作権はそれぞれの製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製を作成する場合がある。

企画提案書の提出期限以降の書類差し替え、追加及び再提出は認めない。

企画提案書等提出された書類は、返却しないものとする。

企画提案書等提出された書類は、古賀市情報公開条例等の規定に基づき、公表する場合がある。

8 企画提案書の作成等に係る質問の受付

- (1) 企画提案書作成等に係る質問がある場合は、質問書(様式第11~15号) により質問内容を電子メールにて提出すること。

メールアドレス : gesuido@city.koga.fukuoka.jp

メール件名 : 消化ガス発電事業 プロポ参加質問について(参加事業者名)

- (2) 提出期間は平成28年7月4日(月) から7月15日(金) 午後5時までとする。

- (3) 質問に対する回答については、電話及び口頭による個別の対応は行わないものとする。なお、の参加事業者に対し、すべての質問に対する回答を電子メールにより行う。回答日は平成28年7月22日(金) とする。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書が提出された後、選定委員会は、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション参加要請書（様式第 16 号）により通知する。

(2) 実施時間

後日通知する。

(3) 実施方法

自由形式とする。希望する事業者は、電子機器を用いて行うことが可能である。プレゼンテーションで使用する機器のうちスクリーン及びプロジェクタ以外は、参加事業者において用意すること。（スクリーンとプロジェクタは古賀市建設産業部下水道課で準備するが、予備機として、参加事業者でも持参すること。）

(4) 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

(5) 出席人数は、企画提案書の内容を熟知している 5 名までとする。出席者の役職、氏名を企画提案書提出時にプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第 10 号）にて届け出る

こと。

10 プロポーザルの審査方法及び優先交渉権者の決定方法

選定委員会は、評価基準に基づき、それぞれの参加事業者の企画提案書の各項目につき評価及び採点を行い評価基準総合点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

11 選定結果の通知

(1) 優先交渉権者に決定した事業者には、プロポーザル方式選定結果通知書（様式第 17 号）を送付する。

(2) 優先交渉権者に選定されなかった事業者には、プロポーザル方式非選定結果通知書（様式第 18 号）を送付する。

12 基本協定及び消化ガス売買契約の締結

(1) 古賀市は、優先交渉権者と企画提案内容を基に交渉を行い、協議が整った場合、事業者として特定する。

(2) 古賀市と特定された事業者は、消化ガス発電事業に関する基本協定を締結する。

(3) 基本協定締結後、事業者は設備認定、接続契約の申込み、申請を行い、これが確定した後に、古賀市と消化ガス売買契約を締結する。

13 古賀市入札参加資格者名簿への登録

優先交渉権者に決定した事業者（企業グループの場合、構成企業のすべて）は、古賀市入札参加資格者名簿への登録を行うこと。なお、古賀市入札参加資格者名簿への登録ができない場合は、審査結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とする。その場合、古賀市は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であったものから順に当該事業の交渉を行うものとする。

14 企画・提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を選定委員会が審査し、その取り扱いについて決定する。当該事業者に、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合がある。その瑕疵が、重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合には、既に決定した事項を取り消す場合がある。

15 失格要件

参加事業者が以下に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- (1) 基本協定締結前に入札参加資格停止となった場合。
- (2) 企画提案書の作成に関して不正な行為が認められた場合。

16 次順位の繰上げ

古賀市は、優先交渉権者に本事業を履行できない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であったものから順に当該事業の交渉を行うものとする。

17 各関係法令等の遵守等

- (1) 参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件プロポーザルの募集要領を遵守することを誓約するものとみなす。
- (2) 参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととする。

18 プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

- (1) 担当（事務局）及び書類提出先

〒811-3192

古賀市駅東一丁目1番1号

古賀市建設産業部下水道課下水道係（担当：小山、高原）

- (2) 電話 092-942-1118
- (3) F A X 092-942-0675
- (4) メールアドレス gesuido@city.koga.fukuoka.jp

別表 リスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者			
				市	事業者		
選定段階	募集要領リスク	1	募集内容の誤りに関するもの				
		2	内容の変更に関するもの				
	契約リスク	3	選定事業者と契約が結ばない、契約手続に時間がかかる場合				
全段階共通	政策関連リスク	法令変更又は許認可失効リスク	4	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更又は事業者の責めによらない許認可の遅延及び失効に関するもの			
			5	本事業のみならず広く一般に適用される法令変更又は許認可の失効によるもの			
		税制リスク	6	法人税の変更に関するもの			
			7	消費税の変更に関するもの	1	1	
			8	土地所有に関する新税			
			9	建物所有に関する新税			
			10	その他新税に関するもの（法人の利益にかかる税を除く）	1	1	
		政治リスク	11	議決が得られない場合			
		施策リスク	12	市のエネルギー政策等の方針変更によるもの			
		社会リスク	住民問題リスク	13	施設・設備設置に係る住民反対運動・訴訟に関するもの		
				14	建設・維持管理に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	2	
	環境リスク		15	建設・維持管理に係る騒音・振動・光・臭気・排気等の環境保全に関するもの			
			16	調査・建設段階における騒音・振動・地盤沈下に関するもの			
	第三者賠償リスク		17	維持管理段階における騒音・振動に関するもの			
			18	施設・設備の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの			
	債務不履行リスク	制度適用リスク	19	固定価格買取制度の適用を受けられなかった場合			
			20	事業者の事業破綻・事業放棄等			
		事業者債務不履行リスク	21	事業者のサービス水準の低下			
			22	事業者の主要義務の違反			
			23	事業者の条件規定書等の解釈の違いによる契約解除			
			24	最終期限日までに工事が完成しなかった場合			
			25	不可抗力リスク	天災等による設計変更・中止・延期		
	計画段階	計画・設計リスク	26	公開資料リスク	市による公開資料に関するもの		
			27	事前調査リスク	市による事前調査に関するもの		
			28	事業者による独自調査及び調査の必要性の判断に関するもの			
29			設計リスク	市の提示条件、指示の不備・変更による設計変更			
30			事業者から請負業者への指示、判断の不備による設計変更				
31			応募費用の負担に関するもの				
32			資金調達リスク	資本金、融資など必要な資金の確保に関するもの			
建設段階	建設リスク	工事遅延リスク	33	工事が契約より遅延し、完成しないリスク			
			34	市の要求による設計変更により遅延する、又は完工しないリスク			
			35	埋蔵文化財発掘等により工事が遅延し、又は完成しないリスク			
		施工監理リスク	36	施工監理に関するリスク			
			コスト・オーバーラン・リスク	37	市の指示による工事費の増大・予算超過		
				38	上記以外の工事費の増大・予算超過		
	39	事業用地の配管等既設埋設物等による費用増加					
	性能リスク	40	規定条件不適合				
	施設・設備損傷リスク	41	使用前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害				
	経済リスク	物価リスク	42	インフレ・デフレに関するもの			
金利リスク		43	金利の変動に関するもの				
維持管理・運営段階	支払遅延・不能リスク	44	サービス対価の支払遅延・不能				
	計画変更リスク	45	市の責めによる事業内容・用途の変更によるもの				
	性能リスク	46	規定条件不適合				
	維持管理・運営コストリスク	47	市の責めによる事業内容・用途変更等における維持管理・運営費の増大				
		48	上記以外の維持管理・運営費の増大				
	施設・設備損傷リスク	49	劣化による施設・設備の損傷				
		50	事業者の責めによる事故・火災に伴う施設・設備の損傷				
		51	上記以外の原因による事故・火災に伴う施設・設備の損傷	3			
	経済リスク	物価リスク	52	大幅なインフレ・デフレに関するもの	1	1	
		金利リスク	53	金利の変動に関するもの			
消化ガス減少リスク	54	市が提供する消化ガスに関するもの		4			

1：社会情勢等を鑑み、協議によるものとする。

2：必要に応じて住民等の対応窓口は市にて行う。

3：不可抗力により施設・設備が停止した場合、停止期間中の消化ガスの買取義務については協議によるものとする。

4：消化ガス売却量が平成24～26年度の実績値から大幅に変更になる場合、買取単価は協議により見直すことができる。